

いじめ防止基本方針

愛知県立南陽高等学校

令和6年4月

愛知県立南陽高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学習環境を生徒が作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、アンケート調査などで検証するなどして、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

(4) 学校のいじめに対する基本姿勢

いじめの特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。

いじめを発見、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速や

かに組織的な対応をする。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全体の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、総合学習の時間・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てていく。

Ⅱ いじめ防止対策について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

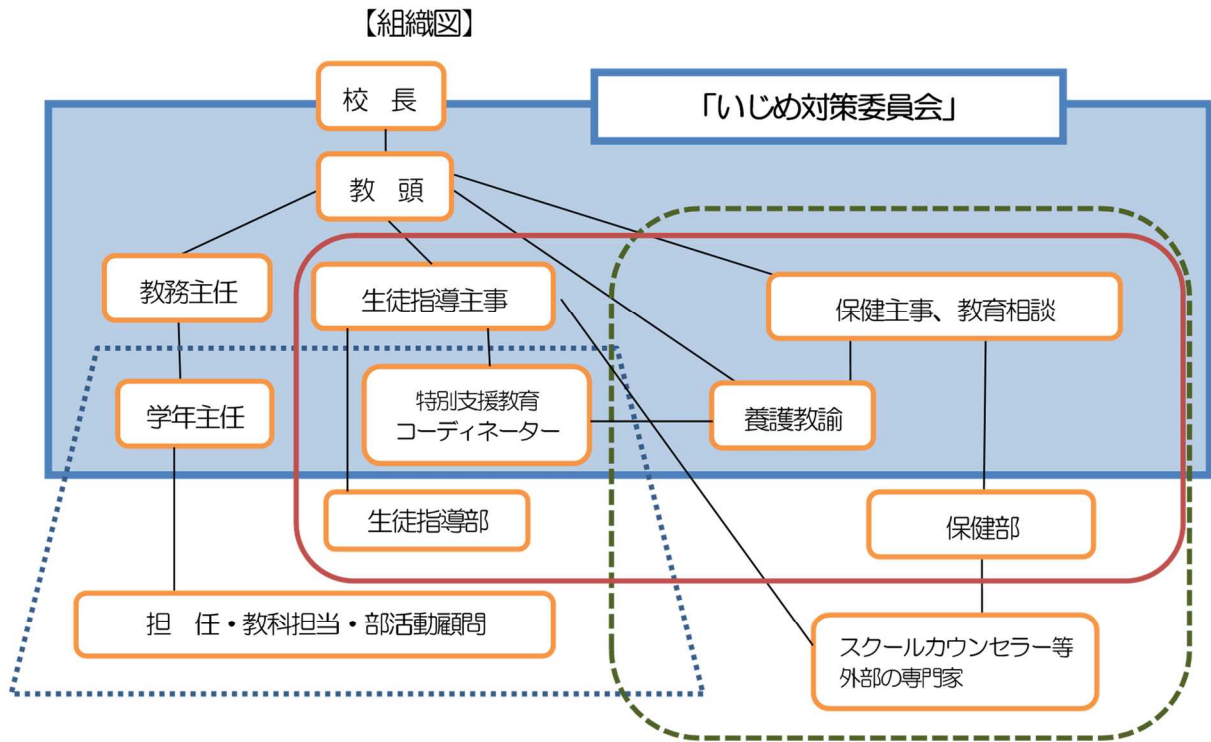
(1) 「いじめ対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談、特別支援コーディネーター、担任、教科担当教員、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

イ 指導・支援チーム

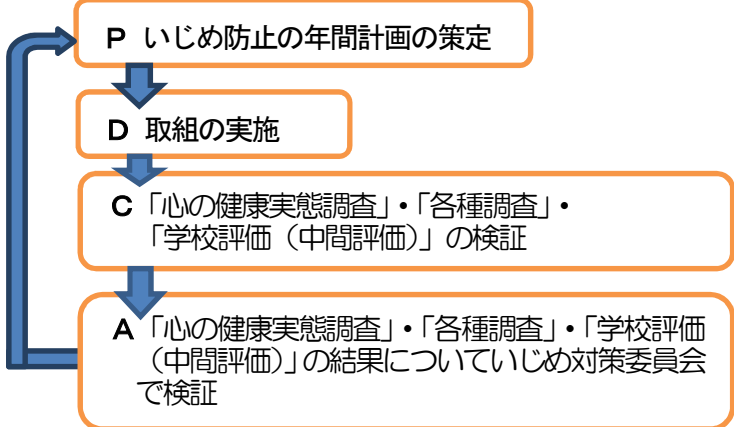
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組織して対応する。



□、□、□ は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○全教職員に対して、校内研修を実施する。 ○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。	○本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。 ○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。	○地域と連携した体験活動の実施 ○学校評議員への学校行事公開
	ウ いじめを生まないための指導に留意する。	○一人一人の生徒を大切にしたい、発達支持的な授業づくりに努める。 ○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に当たる。 ○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みを積極的に実施する。	○保護者・地域への授業公開
	エ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。	○中高連携 ○地域と連携した体験活動の実施
早期発見	全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。		○地域の巡回

	ア アンケートを定期的 に実施する。	○毎学期、アンケートを実施する。 ○アンケートの質問項目や実施方法については 適宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじ め等、生徒指導上の課題について考える取り 組みの一助となるものとする。	○保護者アンケー トの実施 ○認知件数の公開
	イ 教育相談の充実を図 る。	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○適宜、個人面談を実施する。	○保護者面談で聞 き取り実施
点検 検証 見直し	各年度の取組については下の【PDCAサイクル図】により検証する。 【PDCAサイクル図】 		○各年度の取組に ついて学校関係 者評価委員会で 「自己評価」の 評価を行う。
	※「取組評価アンケート」は全教職員対象に実施する。		

(3) いじめの未然防止の取組

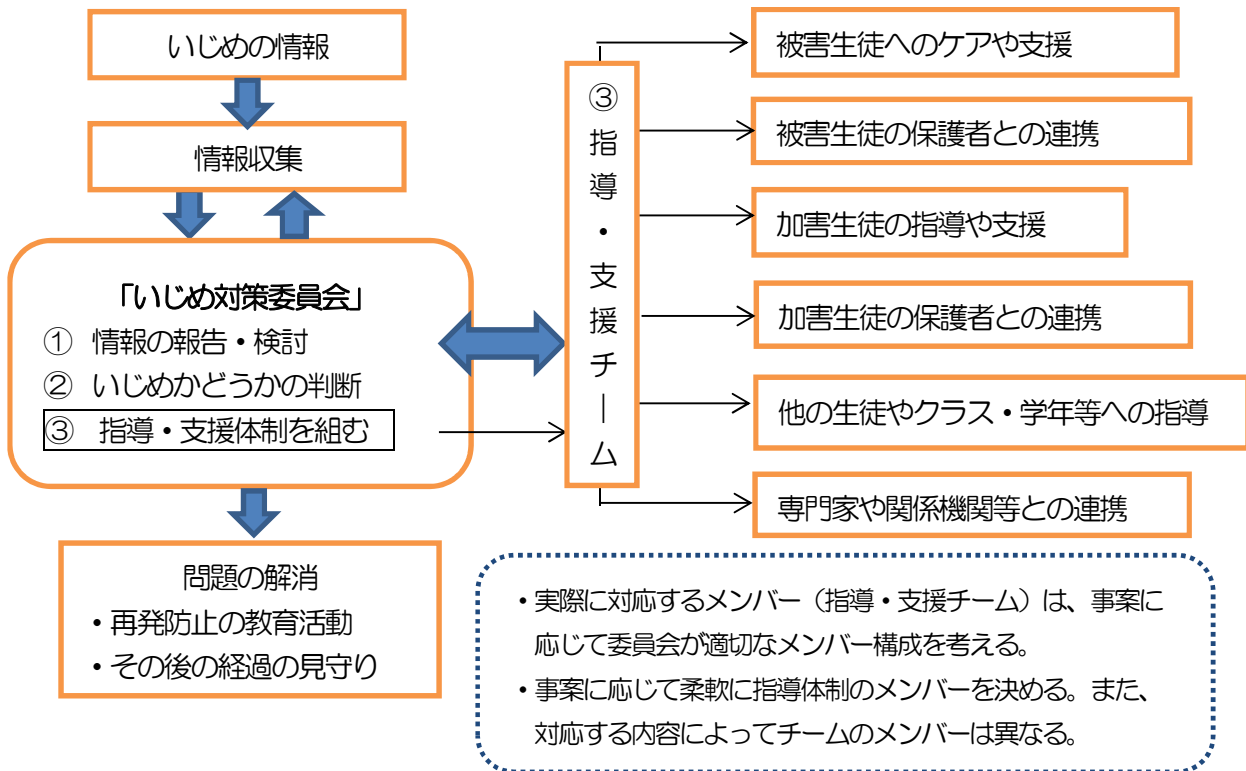
- ア 校内研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会から自己有用感を高め、また困難な状況を乗り越えるような体験を通して、自己肯定感を高められるよう努める。

(4) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候（変化）から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「学校生活における実態調査」（指導部・教務部それぞれ年2回）の実施や教育相談の充実を図る。

Ⅲ いじめへの対処について

(1) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。

オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。

カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。

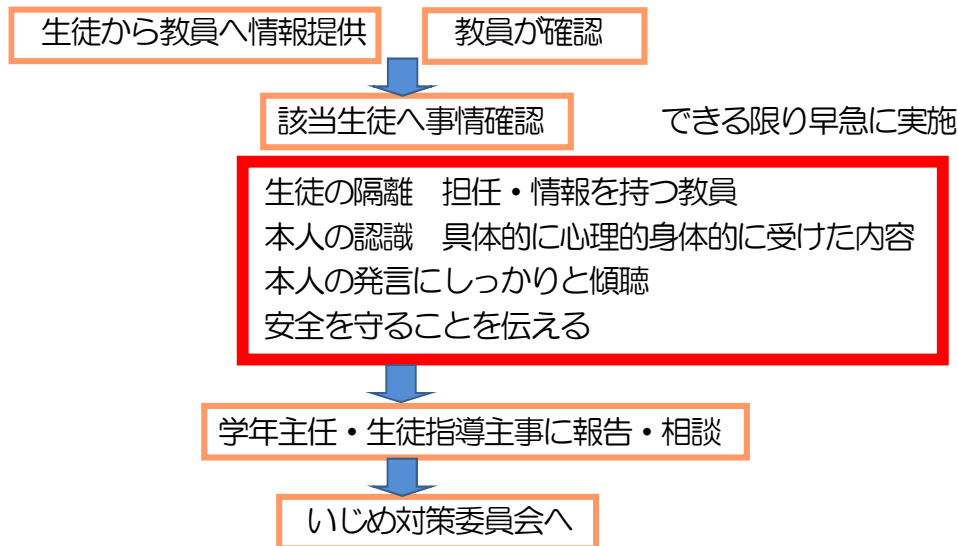
イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。

ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。

エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。

オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(5) いじめの情報共有の手段



IV 重大事態への対応

(1) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

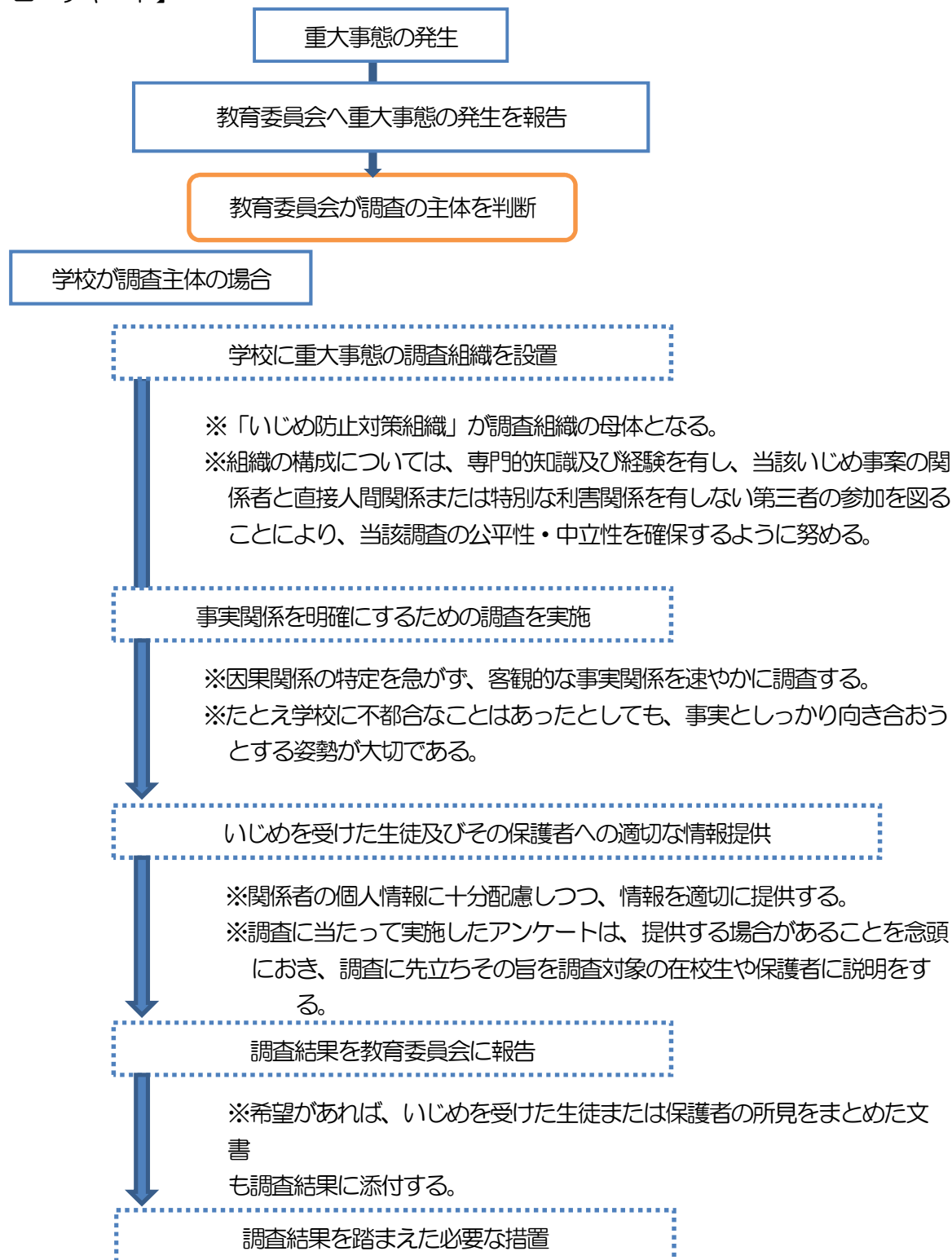
(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 三 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

- 例
- ・生徒が自殺を企図（リストカット・オーバードーズ等）した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など

【フローチャート】



(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施【全学年】(保) ○相談室やSCの周知【全学年】(保) ○生徒指導部講話【全学年】(生) ○面接週間【全学年】(学) ○人間関係づくり→グループエンカウンターの実施【1学年】(学)	○面接週間【全学年】(学) ○クレパリン検査【全学年】(保) ○巡回指導(生)	○全職員に「いじめ」に対する周知徹底(生)	
5月	○インターネット安心・安全講座の実施【1学年】(生) ○防犯教室【2学年】(生) ○生活実態調査【全学年】(教)	○「心の健康実態調査」の実施【全学年】(生) ○巡回指導(生)	○「心の健康実態調査」の検証(生)	○OPTA 総会 ○〇〇の日交通安全運動
6月	○公開授業週間【全学年】(教)			○公開授業・授業参観 ○〇〇の日交通安全運動
7月	○保護者会【全学年】(学) ○生徒指導部講話【全学年】(生)			○学校評議員会 ○〇〇の日交通安全運動
8月	○学校祭準備の実施【全学年】(特) ○マイチャレンジインターンシップの実施【全学年】(進)			
9月	○面接週間【全学年】(学) ○文化祭【全学年】(特)	○「心の健康実態調査」の実施【全学年】(生) ○巡回指導(生)	○中間評価→検証(管) ○「心の健康実態調査」の検証(生)	○学校評議員への学校行事の公開 ○文化祭バザー ○〇〇の日交通安全運動
10月	○授業アンケート【全学年】(教) ○体育祭【全学年】(特) ○修学旅行【2年生】(学) ○遠足【1・3年生】(学)			○〇〇の日交通安全運動
11月	○生活実態調査【全学年】(教) ○薬物乱用防止講話【全学年】(生)			○〇〇の日交通安全運動
12月	○保護者会【全学年】(教) ○人権週間【全学年】(管) ○生徒指導部講話【全学年】(生)			○学校評議員会 ○〇〇の日交通安全運動
1月		○巡回指導(生)		○〇〇の日交通安全運動
2月			○自己評価(管)	○〇〇の日交通安全運動
3月	○生徒指導部講話【1・2学年】(生) ○高校生活の諸注意【合格者オリエンテーション】(生)		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し(管)	○〇〇の日交通安全運動 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価

(教)・教務部 (生)・生徒指導部 (保)・保健部 (特)・生徒会 (進)・進路指導部

(学)・学年会 (科)・教科会 (管)・管理職